

開かれた学校づくり

～特殊教育からの発信～

北海道函館盲学校長 鈴木重男

1 子どもたちを取り巻く家庭・地域・学校の連携・融合の必要性

これまで、家庭、地域、学校が三位一体となった教育の必要性が叫ばれてきたが、各学校でその具現を図ることは困難な状況が続いてきたが、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪が顕著に現れている今こそ、家庭、地域、学校の三者が連携・融合した教育を形づくる重要な時期である。

(1) 環境条件の不整合さ

一人の子どもを取り巻く主要な環境として、家庭、地域、学校の3環境があることは全ての人が周知していることである。

しかし、この3環境が果たして、一人の子どもにとって無理なく理解できる意味を発信しているかとなると疑問が多いところである。例えば、学校で子どもたちの偏差値による順位付けを止めたとしても、家庭では進路の関係等から塾にその機能を求めている。また、家庭で一人一人に手厚い教育を求めたとしても、多くの学校では指導者不足を理由に依然として一律にその教育を進めている。学校で道徳教育に力を入れて心づくりに励んでも、地域では不道徳な看板や情報が垂れ流されている現状がみられる。

さらに、一部の家庭では親の機能さえ放棄し、親自身が人としての生き方を子どもたちに示すことさえできていない。

このような食い違いなどは、上げれば切りのないほど多々あり、子どもたちは生きる力を培うどころか耐え切れない各環境から発信される情報矛盾にさらされている。

(2) 漂う子どもの心

子どもたちは、このような矛盾した情報を大人や社会の都合としてとらえ、なおかつ意識することなく、この3環境の都合に合わせた対応をしていかなければならないことから、無意識の中で心身の統合性を求め、不安定さの中で漂う毎日を送らされていることも、いじめ・不登校などへの諸問題につながっているのではないかと考えている。

これらのことを踏まえると、子どもたちを取り巻く主環境としての学校、家庭、地域から発信される情報をいかに矛盾を少なくするかが求められることとなる。

(3) コンシュレーレ(連携)とフュージョン(融合)

この解決方策の一つとして、函館短期大学小笠原愈教授が提唱したコンシュレーレ(連携)とフュージョン(融合)を学校現場の実践的原理として適用した学校運営が求められる。

私は、マイノリティ(少数者)として、時にいじめの被害や偏見の目にさらされ続けている障害のある子どもたちへの学校経営者の立場として、この家庭・地域とのコンシュレーレとフュージョンを糸口とした「開かれた学校づくり」を平成10年度から実践してきた。本論は、北海道函館盲学校の工夫・実践を整理したものである。

2 学校と家庭のフュージョンへの歩み

学校と家庭の融合化を進めるためには、学校自らの教育情報の開示が求められ、また保護者をいかにして学校教育に関与してもらうかの方策が求められる。

(1) 保護者へのインフォームド・コンセントの必要性

ア 学力不振の現状

国立特殊教育総合研究所(1994年「教科学習に特異な困難を示す児童生徒の類型化と指導法の研究」)は、小学校344校、2～6学年の児童約18,000人を対象にした算数(4領域:数と計算、量と測定、図形、数量関係)及び国語(7領域:聞く、

話す、読む（文字・読解）、書く（文字、表記、作文）の学力検査の結果を整理し、いずれかの領域で当該学年よりも2学年以上の遅れの児童数を次表のように報告している。

表【算数・国語の各領域で2学年以上の遅れの児童数】

学年	算数だけ	国語だけ	算数と国語の両方	合計
小学4年生	0.9%	2.7%	3.8%	7.4%
小学5年生	1.3%	2.6%	5.6%	9.5%
小学6年生	1.6%	2.6%	4.9%	9.1%

つまり、高学年では約10名に1名の割合で算数と国語のどちらかの領域に2学年以上の遅れがみられる結果となっており、このことは小・中学校では子どもたちがよく理解できない内容でも教科書の内容を学習しなければならない現実がみられるということであり、このことから、子どもたちは苦痛感と疎外感を感じ、いじめ・不登校につながっていることも十分にうかがい知れる。

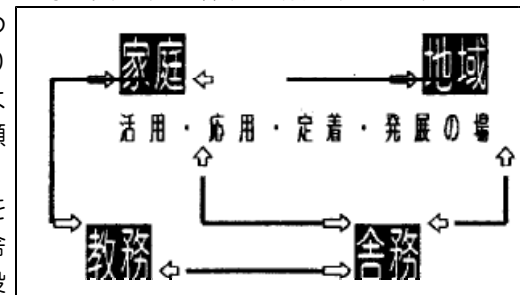
イ インフォームド・コンセント

手厚い仕組みにある特殊教育では従来より「個に応じた指導が強調され、現在の子どもたちの持つ能力・特性に応じた個別の指導計画を作成することが求められている。例えば、本校では学力検査が可能な子どもたちに対しては、当該学年の学力検査のみならず、下学年の学力検査も実施して、子どもたち一人一人の各教科の学力の領域別実態を分析・考察することとしている。また、この結果を踏まえて、特殊教育諸学校学習指導要領で許容されている一人一人の適切な教育課程（授業時数や指導内容等の組織）を、保護者へのインフォームド・コンセント（願い・了解と納得・同意）の下で編成するとともに、毎時の指導計画の作成・指導・評価を記録化し、それを保護者の希望に応じて開示するよう取り計らっている。さらに、9月末に中間の教育評価を実施して、その結果を保護者に伝達・協議し、アカウンタビリティを明確化した上で、10月からの教育課程の編成を確認することとしている。

ウ 教育責任の分担化

このインフォームド・コンセントの取組は、学校の持つ情報の積極的開示であり、学校の教育責任を具体的な結果を基に説明する内容も含まれ、保護者の意見も反映され、さらにその意見等を学校が受け入れることにより、子どもの教育の責任を、学校と保護者がそれぞれの立場で負い、一体化・融合化して、学校と家庭それぞれの持つ役割を相互に分担した取り組みを行うことができるようになりさらに両者の信頼関係が醸成されてきた。

なお、本校には寄宿舎を設置しているので、寄宿舎も含め、学校と家庭との役割を考慮に入れて、本校で 図【学校、家庭、地域の役割】は上図のように整理している。



エ 教育情報の開示

この学校における子どもたちの実態の説明、指導内容等の事前の説明と保護者の願いの聴取を踏まえた教育指導の同意・了解というインフォームド・コンセントに留意したら取り組みと子どもの教育情報の開示は、子どもへの教育情報と教育責任を学校と保護者が共有化することであり、学校と家庭のヒュージョン（融合化）への歩みが行われ、子どもたちが精神的に安定した中で学校と家庭の教育環境が構成され、いじめ・不登校などの解決の一方策になるものと考えている。

(2) 保護者による学校評価(外部評価)の必要性

ア 保護者はユーザー(カスタマー:顧客)

学区が定められ、学区内の小・中学生が自動的に就学する仕組みにはなっていない、その義務を果たしている保護者を小・中学校のユーザーと位置付け、ユーザーとしての学校への要望を学校側自ら求めることも、諸課題の解決を図るに当たって必

要なことと考える。そのため、校長としては、まず学校自らをさらけ出し、自らの身を切る決意が大事である。つまりユーザーとしての保護者から学校への信頼度や改善方向などを保護者発信の学校評価として把握することである。

保護者のユーザーとしての視点で見た学校の評価の有様により、いじめ・不登校などへの改善方策が地域性の背景の下で浮かび上がり、時として、未然の防止につながったり、早期発見の契機になる可能性が高くなる。

イ 保護者の学校選択

本校の保護者が行う外部評価としての学校評価は、このような視点のほかに、特殊教育諸学校としての保護者の学校選択への留意もある。本校への子どもたちの就学は、渡島・檜山管内市町村就学指導委員会での就学措置であるにしても、特殊教育は既に保護者・子どもの学校選択の時代に入って久しい。

つまり、本校であれば、学区内渡島・檜山管内に居住する視覚に障害のある子どもたち全てが本校に就学しているわけではなく、特にロービジョン児（資料1）では、学区内に数多くいる対象者の中で、保護者と子どもが本校でのロービジョンの状況に配慮した教育を望む、ほんの一握りの子どもたちが本校に就学しているにすぎない現状がみられる。

この保護者が、本校を選択して子どもたちを就学させていることは、大事な意味を持っている。それは、保護者が子どもの就学先を選択し、決定したことにより、保護者自身が子どもへの教育責任を持つに至ったことである。したがって保護者が本校選択のユーザーとして、本校教育を監視する義務を子どもへの責任として有しており、このため本校の教育実践を保護者自身が当然として評価する権利を有していることである。

換言すると、本校のような保護者の学校選択によって、子どもの就学先を選択・決定される仕組みの学校は、ユーザーとしての保護者へのアカウントビリティ（Accountability：教育責任と結果説明）を常に意識した教育活動、つまり「教育結果の

証し」が常に見える形で示す責任があり、その結果説明が必要とされることとなる。このようなことから、東京都品川区、三重県紀宝町、島根県出雲市などの学校選択制の下の各学校は、本校と同様の立場にあるものと考えられる。

なお、学校評議員制度においては、この仕組みが直接的に対保護者ではなく、対評議員に対するアカウントビリティを表示する形となる。

ウ 学校を経ない保護者の学校評価

本校の保護者学校評価は過年度から実施していたが、学校職員の手を経た手続きを取っていた。このため、本校のように数少ない保護者では、筆跡や内容により保護者が特定されるとの心理的な圧迫感から、保護者の本当の心情を記述しにくいとの訴えがあった。このため、平成11年度からは、評価項目案以外は学校が一切関与しない形で、外部評価としての学校評価（資料2）の実施をPTA会長に委嘱し、PTA主体の下でその結果だけを校長が頂戴し、改善の在り方を考察することとしている。

また、本来的に外部評価は、外部評価機関が実施し、評価改善方向を示す在り方がよいものと考えことから、平成12年度実施の「子どもの学校評価」は、本校学校評議員モデル試行委員会に依頼し、実施する予定である。

なお、この保護者の学校評価を、校長として分析・考察したコメントを「校長室情報（全職員と保護者に配布し、本校教育の推進と学校と保護者のベクトル合わせのため活用）資料3」として発行し、本校教育の改善方策の方向性を示した。

本校での保護者とのフュージョンへの歩みは、多大な税金を使い一人一人を手厚く教育する特殊教育の仕組みを踏まえ、形は異なっても多くの特殊教育諸学校で実践されている。このことを踏まえると、小・中学校等でも、家庭の積極的な学校教育への関与とともに、子どもたちの就学の責任性への自覚を高めるため、また、いじめ、不登校などの諸課題の解決に向けた学校と家庭とのフュージョンを、なお一層、推進するためにも、

このような保護者自らによる学校の外部評価を実施することが望ましいと考えている。

3 学校と地域のコンシュレーレへの歩み

公教育としての学校は、公に設置された教育機関として、その機関が持つ役割や機能（教職員の人的資源も含め）を、最大限、地域に開放し生涯教育の一環として活用されることが求められる。

したがって、校長には設置者が許容する範囲内でこのことを追及する義務が課せられ、新学習指導要領においても「開かれた学校づくり」の推進として示されているところである。

教育動向からみると、学校が持つ役割・機能の開放は、いづれ地域の人々などからの他動的な要求・要望により行われる。その時になって、校長の主体性のないまま動かされ、その対応に追われるよりも、校長自らの自主的・自律的判断で、自校の子どもたちなどの課題解決に役立つよう、地域の人々の心と目を学校に向けて取り計らいことが大事である。このことにより、学校と地域のコンシュレーレにつながる力動的ベクトルは、学校の諸課題解決の方向と力を得るものになると考えている。

(1) 地域の幼稚園・保育所や小・中学校とともに

現在、本校学区内のロービジョン児の就学実態の多くはインテグレーション（小・中学校での統合された教育）の形で実施されている。

しかしながら、インテグレーションされているロービジョン児の多くは、困難な視覚環境下での各教科等の学習などが強いられているものと推測している。例えば、ロービジョンであるがゆえに、ボールゲームなどのチームづくり段階から、「あな

たが私たちのチームには勝てない。」などと言われたり、分厚い眼鏡の装着や斜視などによる顔の向きを指摘されるなどからの「からかい」、それに伴ういじめ、不登校などに至ることも時として考えられる。

学校教育段階として、さらに重視しなければならないことは、ロービジョン児の持っている力が最大限に発揮されないことである。学習面では、ロービジョンの状況等に応じた適切な教材などが整っていないことからの学業成績の低下や、心理面では、いじめなどとともに保護者の過度の期待を背景とした人間性の円満な発達の阻害などにもつながる危険性が高くなることである。

日本以外の多く国で実施されているインクルージョンでは、盲学校などの視覚障害教育機関からの派遣教師の下でロービジョン児が在籍する各学校と協力した各教科の補充指導や各種教材支援なども可能であるが、配慮のないインテグレーションでは、全てのロービジョン児の能力を最大限に発揮することは非常に困難だと言える。

このようなことから、ロービジョン児が在籍する渡島・檜山管内の小・中学校等は、本校を地域教育資源の一つとして積極的に活用し、ロービジョン児の教育環境の整備が図られるよう取り計らってもらうことをお願いするものである。

(2) センター化への歩み

コンシュレーレの考えは、特殊教育諸学校新学習指導要領で示されているセンター的機能の発揮と軌を一にするものである。

このため、本校ではセンター化構想（資料4）を基盤にして、現在の諸活動をさらに強化して、将来に向かって歩むつもりであるし、このことによって渡島、檜山管内各地域との連携もさらに強まるものと考えている。

また、北海道教育委員会が学校評議員制度のモデルとして道立学校14校で実施している「地域連携学校づくり事業」に本校も選定されたことから、現在、7名の委員の皆様方からのご意見やご助言を頂き、幅広い視点でのセンター化構築の具現化を図っている。

4 学校評議員制度

平成12年1月21日付、文部省令第3号で学校教育法施行規則等の一部が改正され、「学校評議員制度」「校長及び教頭の資格要件の緩和」及び「職員会議」に関する規定が平成12年4月1日から施行された。

この改正省令の学校評議員制度に関わる趣旨は、「学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要がある。こうした開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、省令において新たに規定を設け、学校や地域の実情等に応じて、その設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができることとするものであること。」とされている。

(1) 北海道教育委員会「地域連携学校づくり事業」

北海道教育委員会は改正省令を受け、全道道立学校14校を指定して、学校評議員制度モデル「地域連携学校づくり事業」を実施している。その実施要綱では、委員などについて次のように規定している。

- ① 地域連携学校づくり委員
 - ・校長が保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進するために委員を置くこと。
- ② 委員の委嘱・役割等
 - ・教育に関する理解及び識見を有する者を5名程度、校長が推薦し、北海道教育委員会が委嘱（ただし、委員には児童生徒や学校の職員、北海道教育委員会の職員は除外）
 - ・委員は、校長の求めに応じて、一人一人の責任において、校長に対して意見を述べること。
- ③ 学校の役割
 - ・委員が適切な意見が述べることができるよう、必要に応

じて学校の活動状況等に関する情報の提供に努めること。

- ④ 委員会議等
 - ・校長は、必要に応じてそれぞれの委員から個別に意見を聞くとともに、必要に応じて委員を構成員とする委員会議を設けて意見を聞くことができること。
 - ・委員会議は年3回程度、事務局は学校に置くこと。
- ⑤ 経費
 - ・会議出席の委員には、北海道職員等の旅費に関する条例に基づく旅費を支払うこと。

(2) 学校評議員制度実施によるメリット

学校評議員制度のモデル実施として本校の得たものは、各委員から「開かれた学校づくり」への学校経営に係る地域の生の声を頂けるだけでなく、

- ①校長の姿勢、学校の姿勢を顧みることができる鏡として
- ②経営方向を確認する羅針盤として
- ③普段気が付かない経営部分を拡大してくれる顕微鏡として
- ④視野を広げる望遠鏡として
- ⑤幅広い知恵や示唆を頂けるデータバンクとして

などの委員会議の持つ機能が発揮されて、より地域に密接した、かつ広角的で緻密な学校経営が可能になったことである。

また、学校評議員制度の本質は、公教育としての本校のアカウンタビリティを委員会議で確認などする場でもあることから、次の3点を特にメリットとしてあげることができる。

ア 校長としてのアカウンタビリティの確認

校長は、学校としての組織の経営にかかわる結果責任・経営責任に留意した職務遂行が求められる。つまり学校という組織と施設・機能等をいかに活用して、子どもたちへの教育成果を産み出したのか。保護者に満足して頂いたのか。地域の人々の生涯学習に関与できたのかであり、本校であれば、渡島・檜山管内の視覚機能に障害のある子どもたちへや各学校等への支援などの教育的関与ができたのかなどの諸活動の成果に関わる本

校諸活動への責任である。

これらは、委員の皆様方への直接的なしきも資料をもつての説明が求められることから、設置者から委任された範囲内で、最大限の学校経営を工夫し、実践することが求められる。学校評議員制度の下では、この校長としてのアカウンタビリティへの意識を常に念頭に置いた経営姿勢は、民間企業の経営とも軌を一にした経営責任の重大さを基盤としたものであることから、以前よりも一段ときめ細かな学校経営への経営姿勢の発現の学びの努力とその具現決意につながっている。

イ 視覚障害児教育機関としてのアカウンタビリティの確認

公教育の盲学校として、また教育公務員の盲学校職員としての結果責任は、給与や施設設備等を税金として納めてくれている地域の人々や、本校を学校選択した保護者、本校教育を活用している子どもたちの「代弁者」としての委員の皆様方が、本校教育全体を問う立場になるので、学校の諸活動等を高いレベルに保持・継続して、成果を上げなければご納得頂けないことになる。このことについても、教育責任を問われることから、教育成果に係る具体的な説明の資料整備とともに、その内容・方法自体の質的向上を図らなければならない。

このことから、委員の皆様方にご理解・ご納得頂くためには、本校職員自らの資質向上や組織・機能の点検などの厳しい自己評価・自己点検につながるとともに、確認・精査するための外部（保護者や子どもなどの利用者、第三者）評価の必要性にも連動することになる。このような取組の中で、なお一層、本校が地域の視覚障害児教育の大事な教育機能を有しているとの、また教育公務員としての意識が明確になるものと言える。

この意識の下で本校諸活動が推進されることにより、地域の各学校等からの信頼も得られ、ロービジョン教育の理解や認識がまだ十分に進んでいないこの地で、困難な状況下で学習しているロービジョン児への特別な視覚的配慮を行う教育の必要性も理解され、これら子どもたちの持つ力を最大限に発揮できる

基盤を、なお一層、培うことができると考えている。

ウ 教育情報の共有化と教育責任の分担化の確認

委員会等では、委員の皆様方への説明に対して、各種資料を基に説明し、その資料を提供する必要があることから、提供資料にかかわる情報を事前に保護者に開示するなどの了解行為も必要とされる。したがって、学校の持つ教育情報の保護者開示は、なお一層進み、教育情報の共有化を図ることができる。

本校では教務（通常の学校セクション）での教育課程編成、舎務（寄宿舍セクション）での支援内容作成、事務（事務セクション）での就学奨励費に説明等に際しては、子どもにかかわる教育情報を開示した情報共有化の下で、インフォームド・コンセントを実施している。またその編成・作成、実施、評価に至るまでこのような保護者の関与を得ている。このことにより、子どもたちへの教育責任は、学校のみならず、保護者にも共有化されているとの共通認識で、学校教育と家庭教育の一体化・融合化を図って行う姿の実現を可能にしつつあると考えている。

このように、学校評議員制度によるアカウンタビリティを踏まえた各種教育情報の積極的な開示は、学校と保護者との情報共有化と子どもへの教育責任の分担の明確化につながる事が期待できる。

6 おわりに

地域の人々からの学校批判の多くは、前例踏襲と横並び、馴れ合いで学校が動かされている保守性と閉鎖性の意識に向けてである。この保守性と閉鎖性を打ち破り、開かれた学校づくりを具現するためには、法規法令等に基づくリーガル・マインドを踏まえた適正にして、かつ特色ある教育課程を編成・実施するとともに、各学校の持つ機能を地域コミュニティの中核になるよう発揮させたことが求められる。

このため、学校のアカウンタビリティを明確化するための学校

評議員制度の実施は、地域の人々と保護者の生の声を踏まえての開かれた学校づくりを推進させるものとして大きな期待を抱かせるものであり、本制度の実施により、家庭、地域と学校とのコンシューレーシとフュージョンが、より一層推進され、現在の教育諸課題の解決とともに、国を支える個性あふれる次代の子どもの育成が可能になるものと考えている。

平成12年12月22日、教育改革国民会議は『教育という川の流れの、最初の水源の清冽な一滴となり得るのは、家庭教育である。』『教育こそ人間社会の存立基盤である。』と提言している。家庭人、地域社会の人々は、全て小・中学校等の学校教育を通過し、そこで学んだ人たちが家庭を築き、地域を構成している。いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪が顕著に現れている今こそ、家庭、地域、学校の三者が連携し、融合した教育の具現が求められている。このことを私たち学校経営者は、当該者として意識して、強い決意の下、コンシューレーシとフュージョンの実践的原理を適用した行動を、できるところからすぐ実行することが必要であると考えている。

最後に、本校、北海道函館盲学校は、渡島・檜山管内の唯一の視覚障害児教育機関であることを十分に咀嚼し、各関係者から気軽に活用されつつも、かつ高い教育機能などを発揮し、『函館盲学校がこの地にあって良かった。』と地域の皆様方に言われるよう、なお一層、努める所存である。